

重要事項説明書 (指定居宅介護支援)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「西宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年西宮市条例第60号）」の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

略

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1)～(4) 略

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

【表】略

※ (Ⅱ)は、情報通信機器（人工知能関連技術を含む）の活用や事務職員の配置によって、当事業所の介護支援専門員が行う基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資すると認められた場合に算定します。

※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われなかった場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

居宅介護支援の業務が適切に行われなかった場合とは以下のような場合が該当します。

・ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合

・ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、前6月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合について文書により説明・交付を行っていない場合

・ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書により説明・交付を行っていない場合

・ 居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたって、利用者の居宅を訪問し利用者および家族に面接していない場合、当該計画について利用者又は家族に対し説明・同意・交付を行っていない場合

・ 居宅サービス計画の新規作成や変更時、要介護認定の更新や区分変更時に、サービス担当者会議の開催等を行っていない（やむを得ない場合を除く）場合

・ 居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため1月に利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合、その結果を記録していない場合

※ 以下 略

(6) 前6月間に居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等の割合等について
別紙2のとおり

(7) 加算料金
略

3~13 略

14 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「西宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年西宮市条例第60号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	
	法人名	
	代表者名	
	事業所名	
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

利用者のご家族	住所	
	氏名	
	続柄	

(別紙 2) 前6月間に居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等の割合等について

(メモ)下記の表は、特定事業所集中減算集計票の説明用シートを活用した場合の例示です。
実際に説明する際には、下記の表を参考に、サービスごとに必要事項を記載したものを作成してください。

(注意：訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとに必要です。)

(別紙)前6月間に居宅サービス計画に位置付けた各サービスの割合等

訪問介護(例)

法人名・代表者職名・氏名	株式会社 まるマル 理事長 介護 一郎		
事業所名	まるマル居宅介護支援事業所	事業所番号	2870123456
対象期間	令和 2年 9月 1日 ~ 令和 3年 2月 28日		
対象期間において給付実績のある居宅サービス計画の総数 A	280 件		

訪問介護を位置付けた計画数 B	263 件
訪問介護を居宅サービス計画に位置付けた割合 B÷A	94 %

同一の訪問介護事業者(上位3位)による提供されたもの割合	第1位	名称	有限会社 さんかく		
		住所	西宮市.....		
		訪問介護に係る第1位事業所の占める割合 C÷B		34 %	
		事業所	事業所番号	名称	計画数 C
		28701.....	ヘルパーステーションさんかく	88 件	
	第2位	名称	株式会社 ごかく		
		住所	西宮市.....		
		第2位事業所の占める割合 D÷B		23 %	
		事業所	事業所番号	名称	計画数 D
		28701.....	訪問介護ごかく	60 件	
	第3位	名称	有限会社 さんかく		
		住所	西宮市.....		
第3位事業所の占める割合 E÷B		14 %			
事業所		事業所番号	名称	計画数 E	
	28701.....	ヘルパーステーションしかく	36 件		